

新開成中学校再編準備委員会 第6回 通学安全部会

日時 令和6年1月30日(火) 午後7時から

場所 結とぴあ 2階 201・202号室

1 あいさつ

2 報告事項

(1) スクールバスに係る通学路点検結果報告について

資料 No. 1

(2) スクールバス運行マニュアル・利用マニュアルの説明

資料 No. 2

(3) スクールバス運行に向けた今後のスケジュールについて

資料 No. 3

3 その他

・バス位置情報管理システムについて

スクールバスに係る通学路点検結果報告について

①試乗会の報告

上庄中及び尚徳中の1・2年生を対象に、試乗会を実施するとともに、保護者による通学路安全確認を実施した。

実施日：上庄中 7月24日（月）

尚徳中 7月25日（火）

結果：ほとんどのバス停は問題なく、乗降でき、予定時間通り運行できることを確認した。

※3月2日（土）に来年度開成中・陽明中に入学する上庄小、富田小及び阪谷小の希望する6年生と保護者を対象にした試乗会を予定している。

②通学路安全点検について

バス停までの通学路安全確認について、大野市通学路等安全推進会議において、現地確認のうえ、必要な対応を8月～11月に協議した。

協議結果

校区	バス停	箇所	状況	対応方針
上庄	木本バス停	木本バス停	朝方の交通量が激しい時間帯での県道の横断が危険（横断歩道なし）	注意喚起
上庄	稲郷集落センター	杉川商店交差点	交差点の見通しが悪い	注意喚起
上庄	五条方集落センター	五条方集落センター	交差点付近がカーブとなっていて見通しが悪い（横断歩道なし）	歩行者注意の路面表示設置
上庄	東山生活改善センター入口	県道五条方下荒井線と市道2号線の交差点	バス停付近はカーブのため危険（横断歩道なし）	バス停位置の変更
上庄	医王寺ふれあい会館	医王寺ふれあい会館付近	横断時に危険性が高い（横断歩道なし）	乗降場所をふれあい会館前に変更
尚徳	七板ふれあい会館	七板ふれあい会館	見通しが悪いところが多い	注意喚起
尚徳	松丸バス停	県道上唯野・西屋・勝山線	見通しが悪い	道路改良工事を実施
尚徳	松丸バス停	バス停付近	スピードが早い車が多く、県道の横断時に危険（横断歩道なし）	横断歩道設置

大野市スクールバス運行マニュアル

大野市教育委員会

(目的)

本マニュアルは、大野市が運行を委託するスクールバスの安全・安心な運行を図ることを目的とし、運行に必要な準備等や、運行中のトラブル発生時の対応を定めるものとする。

(関係法令)

スクールバス運行管理の実施方法は、以下の法令の定めるところによる。

- ・道路運送法(昭和26年法律第183号)
- ・道路運送車両法(昭和26年法律第85号)
- ・旅客自動車運送事業運輸規則(昭和31年運輸省令第44号)
- ・道路交通法(昭和35年法律第105号)
- ・学校保健安全法施行規則(昭和33年文部省令第18号)
- ・大野市学校通学用自動車運行管理規程

1. 点呼・点検

(1) 運行前点呼・点検の実施

旅客自動車運送事業者は、道路運送車両法第47条の2に基づき、日常点検整備を行う。また、運転者がその日初めて乗務しようとする時は、旅客自動車運送事業運輸規則第24条に基づき、点呼等を行う。

- ① 出発の10分前までに行うこと。
- ② 日常点検整備、乗務記録(運転業務日報等)の状況を確認すること。
- ③ 運転者本人の健康状態等を確認し、サービスの適否を決定すること。もし、健康状態が運転に不適切と認められた場合は、他の運転者に代えるなど、適切な措置を講じること。
- ④ 運行する道路状況や天候を考慮して、安全な運行に必要な指示及び注意を行うこと。
- ⑤ 運転免許証、自動車検査証、自動車損害賠償保険証、運行計画、当運行マニュアル、その他業務に必要な携行品等の有無を確認すること。
- ⑥ その他、運行中のトラブルが生じた場合などの対応を確認しておくこと。

(2) 運行後の点呼・点検の実施

- ① 運行後、車両点検を実施すること。
- ② 運行のために必要な清掃及び消毒等を行うこと。
- ③ 車両、道路及び運行の状況について乗務記録(運転業務日報等)に記載すること。
- ④ 運行前点検の携行品を確認し、これを点検すること。
- ⑤ 次回の運行等を確認しておくこと。

2. 運行

(1) 運転者の注意点

①運転者の心得

- ア 通学児童生徒名簿、運行ルート、時刻表、運行計画に基づき、安全に運行すること。
- イ 始発時間に遅れが生じると判断される場合は、運行管理者を通じて学校及び教育委員会に連絡すること。
- ウ 運転中はシートベルトを着用し、法定速度、交通マナー・ルールを順守すること。
- エ 運転中の携帯電話使用、わき見運転、違法駐車、飲酒・酒気帯び運転を禁止する。
- オ 急発進・急ブレーキや無理な追い越し等に注意し、法定速度を順守して車間距離を保ち、危険予知や事故予測などにより常に安全な運行に努めること。

②乗車時

- ア 乗車場所に停車する際は、周囲の安全を十分に確認し、完全に車両が停車してから扉を開け、乗車させること。また、児童生徒がシートベルト装着を確認してから出発すること。
- イ 児童生徒のシートベルト装着を促すこと。
- ウ 車内の児童生徒の動向に十分注意し、安全を確保すること。
- エ 停留場所に到着し、発車時刻になっても児童生徒が来ない場合は、遅滞なくバスを出発させること。
- オ 車両の発車の際には、児童生徒の安全を確認し、ミラー等、目視で車両の周りの安全状況を確認した上で発車すること。特に、学校出発時は、発車することで児童生徒に危険が及ぶことがないか、十分に確認すること。

③走行時

- ア いかなる場合においても冷静さを保ち、道路交通法等を常に遵守し安全運転に徹すること。
- イ 渋滞又は道路状況等で10分以上遅れる場合は、速やかに運行管理者を通じて学校へ連絡すること。
- ウ 車内の安全確保のため、必要に応じて児童生徒に乗車マナーを注意すること(暴言は認められない。)。児童生徒が注意に従わず、安全確保が難しいと判断したときは、緊急時の対応を行うこと。

④降車時

- ア 児童生徒と降車場所の安全確認をした上で扉を開けること。
- イ 車両の発車の際には、児童生徒の安全を確認し、ミラー等、目視で車両の周りの安全状況を確認した上で発車すること。
- ウ 登下校便のいずれも、最終降車地においては車内を必ず確認すること。(※忘れ物・乗り過ごした児童生徒の確認。)確認後は、スクールバスに設置された置き去り防止安全装置を適切に操作すること。
- エ 下校便において児童生徒の乗り過ごしがあった場合は、終点まで運行して速やかに運行管理者又は委託業務実施責任者(以下、「運行管理者等」という。)を通じて教育委員会へ連絡し、対応を確認すること。(※原則、乗り過ごした児童生徒は学校へ送ることとし、たとえ指定の降車場所であっても自らの判断で降車をさせない。)

⑤その他

- ア 児童生徒及び保護者へは挨拶を行い、親切かつ平等に対応すること。

- イ 児童生徒へいかなる体罰も加えないこと。
- ウ 児童生徒又はその保護者の個人情報その他職務上知り得た情報は他に漏らさないこととし、異動や退職後についても同様の対応を行うこと。
- エ 乗降等に関して、登下校便・目的外運行のいずれも乗降する児童生徒数を必ず確認し、日報にて報告すること。
- オ 保護者から体調不良等の理由により乗車中の児童生徒の様子の見守り等を依頼された場合は、可能な限り真摯に対応し、その様子を学校や保護者へ報告すること。

(2) 児童生徒の注意点

①乗車前(登校便)

- ア バス到着予定時刻5分前までに指定場所で待つこと。
- イ 予定時刻になって指定場所に児童生徒がいない場合は、バスは出発又は通過する。
- ウ 指定された場所以外(特に私有地)に入らないこと。

②乗車時

- ア 運転手の指示に従うこと。
- イ 挨拶を行うこと。

③走行時

- ア 運転手の指示に従うこと。
- イ 車内ではシートベルトを着用し、危険な行為(窓から顔や手を出す等)や席を立つなどはしないこと。
- ウ 車内の物を大切にし、車内は常にきれいにするように心がけること。

④降車時

- ア 降車後はバスの前や後ろを通らないこと。横断する場合は、バスがいなくなってから移動すること。
- イ 挨拶を行うこと。
- ウ 万が一乗り過ごした場合、終点まで運行し、その後、学校に戻り、保護者に迎えに来てもらうことになるので、注意すること。

⑤座席

- ア 指定された座席に座ること。

(3) 保護者への協力依頼事項

- ア 家庭内で児童生徒に対する安全指導(シートベルトの着用を含める)とその確認を行う。
- イ 登校時、児童生徒が出発予定時刻に遅れないように注意する。出発予定の5分前には停留所に集まる。
- ウ 欠席・遅刻等でバスを利用しない場合は、7時までに近隣の児童生徒へ連絡し、別途欠席・遅刻を学校に連絡する。
- エ 登下校時、児童生徒を指定場所以外の場所で乗降車させない。

- オ 運転手に学校への連絡事項等を依頼しない。
- カ 登下校時の乗り遅れ、乗り過ごしは保護者が対応する。

(4) 教職員の役割

- ア 児童生徒に対する安全指導を行う。
- イ スクールバスを利用する児童生徒が連絡なく欠席した場合は、所在確認を速やかに行う。
- ウ 通学児童生徒名簿を作成する。また、児童生徒の座席を決める場合、下校便で先に降車する児童生徒を車両の前方にし、後に降車する児童生徒を車両の後方の座席になるように配慮する。(居眠りしている児童生徒や忘れ物等により早く気づくことができる。)
- エ 運行計画を作成し、運行管理者へ提出する。

3. 緊急時の対応

- ・災害等が発生した場合は、慌てず、落ち着いた行動をとること。
- ・運転者は乗車している児童生徒の安全確保を最優先すること。

(1) 緊急時に備えた連絡体制の構築及び連絡等について

- ア 教育委員会は、緊急時に備え、学校と各バス運転手(及び運行事業者)との緊急連絡網を整備し、スクールバス運行時間中の不測の事態に備えておくこと。
- イ 緊急時は、「災害等発生時のフロー図」のとおり連絡調整を行い、適宜対応すること。なお、生命・身体等の安全に関わるなどの事態においては、消防や警察への連絡を第一とすること。

(2) 交通事故

- ア スクールバスを安全な場所に移動すること。
- イ 運転者は負傷者の救護を第一優先とし、警察及び消防へ通報すること。
- ウ 運転者は運行管理者等へ連絡し、運行管理者等は学校及び教育委員会へ遅滞なく連絡すること。また、児童生徒にケガ等があった場合、学校は情報収集するとともに保護者へ速やかに連絡すること。
- エ 登下校中の事故のときは、運行管理者等は代車の手配等、必要とされる対応を行うこと。
- オ 児童生徒の乗車の有無に関わらず、運行中に発生した事故については教育委員会へ報告すること。
- カ 運行事業者は教育委員会よりドライブレコーダーやその他必要書類の提出を求められることがあるが、対応できるように準備しておくこと。

(3) 車両故障

- ア 車両故障が生じた場合、速やかに安全な場所へ車両を停車し、運行管理者等を通じて学校へ連絡し、運行管理者等は代車の手配等、必要とされる対応を行うこと。
- イ 運転手は児童生徒に状況を説明し、運転手の指示に従うように伝えること。

- ウ 車両火災の恐れ等があり、車外への避難を必要とする場合は、児童生徒の脱出を最優先すること。乗降口からの脱出を優先するが、不可能な場合は、後方等の窓からの脱出を指示すること。その際、ガラスを割る措置をした場合はその破片に十分注意し、後方防護等の安全確認を行うこと。児童生徒の協力を求めて脱出を開始すること。
- エ 火災が起きている場合は燃焼部位に近い児童生徒から、起きていない場合は脱出口から近い児童生徒から脱出させること。火災時の避難は、ハンカチなどで口をおおい、煙を吸わないように避難させること。
- オ 運転手は、児童生徒が車外への脱出後は車内に残った人員がいないかを確認をし、児童生徒を安全な場所へ誘導すること。
- カ 火災の場合、警察、消防へ通知後、運行管理者等及び学校並びに教育委員会へ連絡すること。

(4) 悪天候（大雨・大雪・路面凍結等）

- ア 登校前は、学校からの連絡に応じた対応をとること。
- イ 登下校中に悪天候により走行不能となった場合、運転者は車両を安全な場所に停車させ、児童生徒へ状況を知らせた後、運行管理者等へ状況を報告すること。
- ウ 運行管理者等は学校へ連絡を取り対応すること。

(5) 体調不良

- ア 運転者は児童生徒の体調急変により、運行を継続するべきでないと判断したときは、速やかに付近の安全な場所へ車両を停車させ、児童生徒の状況を確認し、必要に応じて救急要請を行うこと。また、状況を運行管理者等へ報告すること。
- イ 運行管理者等は学校へその旨を報告すること。
- ウ 運行は車内の安全を確認してから、運行を再開すること。

(6) その他の災害等

- ア 気象、その他の要因により通常運行しているルートが通行止めになった場合は、迂回路を走行し対応すること。その場合、必ず事前に運行管理者等を通じて学校へ連絡し、対応を確認した上で行うこと。
- イ 自然災害（大地震等）などにより、運行中に交通麻痺に至った又はその恐れがある場合は、バスを安全な場所に停車させ、降りないで待機すること（救援を待つ）を基本に、児童生徒を安心させることを含めた声掛けや高学年児童への低学年児童誘導協力依頼を行い、「緊急事態発生時連絡フロー」のとおり連絡を行うこと。ただし、車内に待機していることが二次的被害に発展する恐れがある場合には、安全性を確保できる場所へ一時的に降車するという選択肢も考えて対応すること。また、停電等により通信機器（携帯電話等）が使用できない状況になった場合には、周囲の安全性を確認したうえで、周辺民家から学校への連絡について協力を依頼するなど、学校等との連絡調整について、児童生徒の身の安全を最優先として柔軟に対応すること。
- ウ 児童生徒が乗車する前の回送時に突発的な道路状況にて、運行に障害が出ると予想される場合、運行

管理者に連絡して指示を仰ぎ、運行管理者は学校に連絡し対応を確認、調整すること。

- エ 児童生徒の不適切な行動により、児童生徒の生命・身体等の安全に関わる又は運行に危険が生じる等の事態が発生した場合は、速やかに安全な場所へ車両を停車し、必要に応じて消防や警察へ連絡するとともに、学校へ連絡すること。なお、運転手は車内の安全を確認してから、運行を再開すること。

4. その他

- (1) 車内清掃は、常に清潔に保つよう、衛生面に十分配慮し毎日終業時に清掃すること。また、車外の汚れも常に気を配ること。
- (2) 乗務記録（運転業務日報等）は、記入漏れのないよう欠かさず記入すること。また毎日の走行での路線及び車内での児童生徒の状況に異変が生じた場合などは、速やかに報告すること。
- (3) 本マニュアルに定めのない場合であっても、児童生徒の生命・身体等の安全確保は常に最優先に対応すること。
- (4) 本マニュアルに定めのない不測の事態が発生した場合においては、必ず学校と運行事業者（及び各運転手）の間で、相互連絡・確認を行い、対応すること。また、学校は各校で別途定めている危機管理マニュアルを参考にして対応にあたり、保護者へ必要な情報伝達を行うこと。
- (5) 運行事業者の個別マニュアルが本マニュアルの内容を網羅し、安全性等が上回る場合にはその運用を妨げるものではない。
- (6) 乗務記録（運転業務日報等）については、毎日の運行後に運行管理者等の確認を受けた後、運行事業者において事業完了後1年間は適切に保存しておくこと。

事故発生時の連絡先

大野市教育委員会 教育総務課 0779-64-4827(代表 0779-66-1111)

各小中学校 次の表のとおり

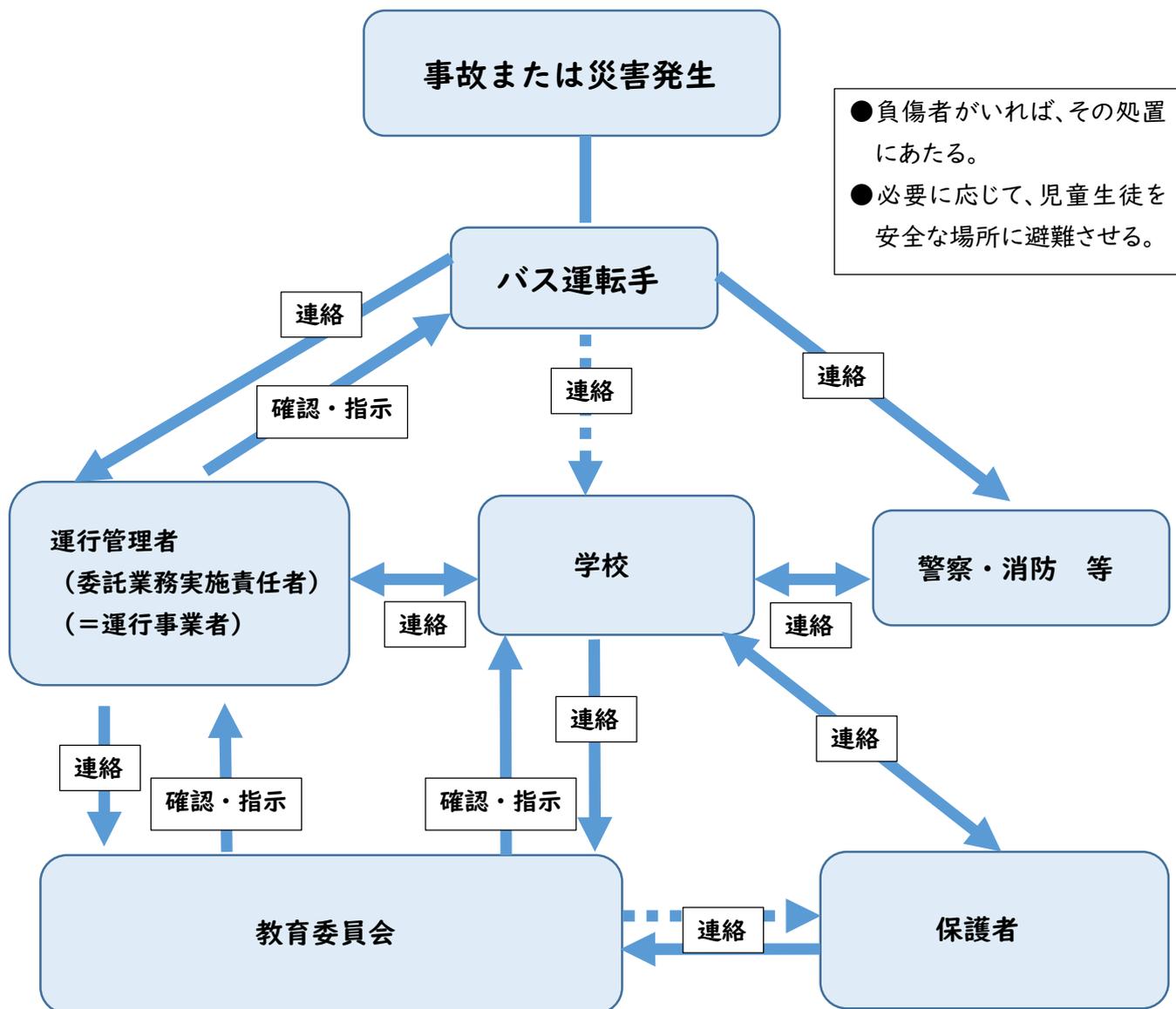
救急要請(大野市消防局) 119

大野警察署 110

スクールバス運行校

学校名	電話番号
小山小学校	66-2910
下庄小学校	66-2350
上庄小学校	64-1331
阪谷小学校	67-1012
富田小学校	66-4150
開成中学校	65-4680
陽明中学校	65-1120

緊急事態発生時連絡フロー図



【運転手の第一連絡先】

- ① 児童生徒の生命・身体の安全に関わる場合などの緊急時 ⇒ 消防・警察
- ② それ以外の緊急時 ⇒ 運行管理者等(運行业者)

【運行管理者等】

- ① 連絡を受けた内容を速やかに学校及び教育委員会へ連絡
- ② 対応を実施

事故・災害等が発生した場合のフロー図

